

## 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員懲戒規程

制定 平成20年4月1日 規程第58号

最近改定 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第55条の規定に基づき、職員の懲戒の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、就業規則第2条に定める職員及び同規則第3条第2項各号に掲げる職員をいう。

(懲戒の手続)

第3条 職員に対し、戒告、減給、停職、諭旨免職又は懲戒解雇の処分（以下「懲戒処分」という。）をするには、その職員が就業規則に定める懲戒の事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。

2 理事長は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員懲戒審査委員会の審査を経て、懲戒処分を行うものとする。

3 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

4 前項の書面の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

5 懲戒処分の効力は、第3項の書面を職員に交付したときに発生する。

(減給の方法)

第4条 減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。

3 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(期間の計算)

第5条 停職の期間は、暦日により計算する。

2 前項の期間の起算は、懲戒処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。